

議事 1 協議会員の新規加入について

機関名	加入理由
株式会社 千葉銀行	本協議会規約 第 4 条 二による 千葉市が一時滞在施設に指定しており、千葉駅周辺帰宅困難者等対策協議会の委員として、情報交換をする必要があるため。

【参考】千葉駅周辺帰宅困難者等対策協議会規約 抜粋

(組織)

第 4 条 協議会は、次の各号に掲げる者のうち、協議会へ参加を表明した構成員をもって組織する。

一 鉄道事業者

二 千葉駅周辺民間事業者

三 千葉中央警察署

四 千葉県

五 千葉市

六 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者